

「セフティ・ドライブ
コンクール」
参加者募集について

『阿蘇地区無事故・
無違反90日運動』

期間
12月1日～平成19年2月28日
主催
阿蘇地区安全運転管理者等協議会

参加の要件
運転免許(小型特殊免許を除く)を有する者であること
阿蘇警察署管内に居住又は稼働している者であること
SDカードの取得(運転記録証明書)に異議のない者であること
1チーム3人で編成することとし、参加者の性別、年齢は問わない

申込期間
11月13日(月)～11月30日(木)
受付時間は、月曜～金曜日(平日)までの午前8時半～午後5時までとします。申込書委任状(3人)の氏名、参加者全許証番号、生年月日をポールペンで記載してください。
申込要領
参加料
1チーム1,050円(運転

記録証明書代(運転記録証明書は各1人700円ずつですが350円は主催者で負担します。)

賞品
期間中、無事故・無違反を達成したチームの中から抽選し、賞品を贈呈いたします。

申し込み・問い合わせ先
「阿蘇地区無事故・無違反90日運動」実行委員会(阿蘇警察署内事務局窓口)
TEL 22,5110 内線442

相談内容
(経営)
店舗の建築や改装、支店の開設、事業の見直し(売上・資金繰)等の経営全般の相談、経営情報の提供
新規開業における経営方針および資金計画
(融資)
必要な資金に関する生活衛生融資(国民生活金融公庫)の利用方法と手続き
(所得税)
所得税、消費税、相続税、贈与税等に関する相談及び帳簿等の記帳方法



生衛業経営相談室開設
のご案内

新規開業や店舗の新築・改装・支店開設で融資希望の方、および売上げや資金繰り等営業の見直しを考えておられる方へ

今までの経験・技術を生かして独立開業を予定の方、現在の事業を見直して、発展・成長をお考えの方は専門スタッフが相談に応じますので、お気軽に相談ください。相談は無料です。

対象者
生活衛生関係営業者又は、開業予定の方(飲食関係営業、食肉販売、理容、美容、旅館ホテル、公衆浴場、クリーニング、映画館)

対応者
中小企業診断士、指導センター、経営指導員

日時
11月13日(月)10時～15時
場所
阿蘇保健所(TEL 32,0535)

お問い合わせ先
財団法人熊本県生活衛生営業指導センター
TEL 096,362,3061

料金について(1頭当たり)

登録料 3,000円 注射料 2,500円 注射済票代 500円

狂犬病予防注射追加実施日程表

日程	時間	場所
11月18日(土)	9:00～9:50	J A 阿蘇旧坂梨支所前
	10:00～10:50	一の宮社協センター駐車場
	11:00～11:50	市役所駐車場
	13:30～14:20	J A 阿蘇旧古城支所前
11月19日(日)	14:30～15:20	J A 阿蘇旧中通支所前
	9:30～10:30	波野保健福祉センター
	10:45～11:45	すずらん公園休憩所
	13:00～14:20	碧水小学校
	14:30～15:20	役犬原コミュニティセンター
11月25日(土)	15:30～16:20	山田小学校
	9:00～10:20	内牧支所
	10:30～11:30	尾ヶ石東部小学校
	13:00～14:20	阿蘇西小学校
	14:30～15:30	乙姫公民館

狂犬病予防注射を
追加実施します。

本年度、予防接種を受けていない犬を所有している方は、今回の追加実施をご活用いただきますようお願いいたします。

毎年の犬の狂犬病予防注射は法律で義務付けられています。生後90日までの犬には、注射をしてもほとんど効果がありませんので、生後90日を超える犬が今回の予防注射対象となります。

当日来れない方へ

狂犬病予防注射は獣医師で接種できます。ただし、獣医師の注射済証明書を持って市役所及び各支所で注射済票を受け取る必要があります。

登録については、随時阿蘇市役所及び内牧・波野支所で行っておりますので、お気軽にお越しください。





「土砂災害防止法に
おける基礎調査」につ
いてのお願い

土砂災害警戒区域等にお
ける土砂災害防止対策の推進に
関する法律

調査の目的

土砂災害防止法とは、平成
13年4月1日に施行された法
律で、その目的は、がけ崩れ・
土石流・地すべりといった土
砂災害のおそれのある箇所に
おいて、危険と想定される区
域を設定し、危険の周知や警
戒避難体制の整備、危険箇所
での新規宅地分譲等の立地抑
制など、ソフト対策を推進し
ようとするものです。

基礎調査では、斜面や溪流
の状況、被害のおそれのある
区域の状況等を調査し、土砂
災害警戒区域等の設定を行
います。

現地測量及び現地調査
土石流より被害を受けるお
それのある区域の詳しい状況
を把握するために、個人や法

人などの所有地、あるいは管
理地内に立ち入り、測量及び
調査をすることがありますので
その際はご協力いただきます
ようお願いいたします。

なお、調査のために立ち入
る調査員は熊本県が発行する
身分証明書を携帯しています
のでご確認ください。

調査期間

平成19年3月15日まで

調査対象地域

阿蘇市一の宮町(主に傾斜地域)

問い合わせ先

阿蘇地域振興局

土木部工務課治水係

TEL 22・0491

熊本県最低賃金は

時間額612円

「ねえみんな、この金額に目
を留めて！」

熊本県最低賃金が改正され、
時間額612円となりました。

この最低賃金は、産業別最
低賃金が適用されない県内す
べての労働者(臨時・パートタ
イム労働者、アルバイト等を
含む)に適用されます。

詳しいことは、熊本労働局
労働基準部賃金室(TEL096・
3553202)にお尋ねください。

国民年金だより



年金手帳は、お持ちですか？

～ 国民年金や厚生年金に加入すると年金手帳が交付されます。～

この「年金手帳」は、年金に関する手続きが記録され、あなたの就職、転職、退職、年金請求等の
ときに必要となります。このように将来にわたり使用しますので失くしたりしないで大切に保管し
ておいてください。

手帳をお持ちでない方は、手帳の再交付申請を行なってください。国民年金に加入されている方
は、阿蘇市役所市民課国民年金係が窓口になりますが、お勤めの方は、勤務先が窓口となります。
また、手帳を2冊以上持っている方は、1冊にまとめて(年金番号の統合)ください。

年金の請求先

加入していた年金が国民年金だけの人

国民年金の第1号期間のみ	阿蘇市役所市民課
--------------	----------

2つ以上の年金に加入していた人

国民年金の第3号期間がある人	社会保険事務所
厚生年金の第2号期間のみ	
国民年金と厚生年金のある人	社会保険事務所又は各共済組合
厚生年金と共済組合のある人	
厚生年金と共済組合と国民年金のある人	各共済組合
共済組合の第2号期間のみ	
共済組合と国民年金のある人	各共済組合 国民年金は、社会保険

請求は、加入していた年金制度により異なりますので、事前に相談してください。
第1～3号期間についての内訳は広報10月号をご参照ください。

問い合わせ先 阿蘇市役所市民課 国民年金係 (TEL 22 - 3135 FAX 22 - 3299)

阿蘇土地改良区総代選挙

(立候補受付は、12月7日～8日)

任期満了に伴う、阿蘇土地改良区総代選挙の投票日は、12月14日(木)です。

投票は、午前9時から午後3時まで行われます。(投票所は入場券でご確認ください。)

選挙権 土地改良区の組合員である者
被選挙権 土地改良区の組合員の資格を有する満25歳以上(選挙期日で算定)の者

立候補の届出(辞退)期限
12月7日、8日の2日間
午前8時30分から午後5時まで

立候補の受付場所 阿蘇市内牧支所

立候補に必要な書類等
阿蘇市選挙管理委員会及び阿蘇土地改良区に準備しております。

選挙区	選挙区域	定数
第1区	阿蘇市山田、小倉、小池、黒流町、今町、小野田	15名
第2区	阿蘇市西小園、西湯浦、湯浦、南宮原、小里、内牧、三久保	14名
第3区	阿蘇市狩尾、跡ヶ瀬、的石、永草、赤水、車帰、無田、南阿蘇村下野	18名
第4区	阿蘇市乙姫、黒川、蔵原、竹原、西町、役犬原	31名

- 選挙に関する問い合わせ先
阿蘇市選挙管理委員会 22 3239
- 立候補に関する問い合わせ先
阿蘇土地改良区 34 - 0749

土地改良区とは、農業生産基盤整備を基本に、生産性の向上等農業構造の改善に資するため、かんがい排水施設の統括管理や農道の新設等の事業を実施しています。

ご存知ですか! 自動車事故被害者 援護制度

重度後遺障害者への
介護料支給

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故により、脳・脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の精神的・肉体的並びに経済的負担の軽減を図るため、介護料を支給

しています。
支給対象者

自賠責保険(共済保険)の等級が、常時介護

「第1級1号または第1級2号(平成14年4月1日以降の事故)」、「第1級3号または第1級4号(平成14年3月31日以前の事故)」の方

随時介護

「第2級1号または第2級2号(平成14年4月1日以降の事故)」、「第2級3号または第2級4号(平成14年3月31日以前の事故)」の方が対象となります。

介護料

に該当する方

月給5万8570円

に該当する方
月給13万6880円

に該当する方
月給2万9290円

に該当する方
月給5万4000円

ただし、介護に要する費用訪問看護・介護用品購入等)の負担に応じて、上限額までの範囲内で支給します。

交通遺児等育成資金

保護者が自動車事故で死亡、または重度の後遺障害(自賠法

3級以上)となった被害者の家庭の遺児などの健全な育成を図るため、育成資金の無利子貸付けを行っています。

貸付対象者
0歳から中学校卒業までの児童

貸付金
一時金 15万5000円

月額 2万円
入学支度金 4万4000円

貸付金

貸付期間

貸付決定月から中学校卒業まで

返還方法

20年以内の均等払い(月払い)
高校・大学への進学者はその間返還猶予

問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構 熊本支所
TEL 096・322・5229

女性の人権ホットライン強化週間

ひとりでも悩まず、電話してください。

HOT LINE 0570-070-810 (全国共通)

ゼロ ナンゼロのホットライン

女性の人権ホットライン強化週間

11月13日(月)～19日(日) 8:30～19:30
但し、土・日曜日は10:00～17:00

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

職場における男女差別やセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力、ストーカーなどの女性に対するあらゆる人権侵害でお悩みの方

10万円以上の送金には本人確認等が必要になります

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の施行令等が一部改正となります。

これに伴い、平成19年1月4日以降は、ATMで10万円を超える現金の振り込みができません。10万円を超える送金を行う場合の実際の取扱い

現金で振込みを行う場合 ATM・窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示の上、振込みを行う必要があります。ATMでの振込みは不可。預金口座を通じて振込みを行う場合

ただし、口座開設の際に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができません。ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方で振込みを行うことが可能です。

問い合わせ先 財務省九州財務局金融監督第1課 TEL 096-353-6351

消費生活相談だより

困ったと思ったら、まず相談！ 阿蘇市消費生活相談室 22-3364

最近、資格商法の2次被害による相談が急増しています。

《相談事例の概要》

5年前、職場に電話があり、ビジネス関係の通信講座をするよう勧められ、60回払いのクレジット契約をしたことがある。通信講座は、仕事が忙しかったため途中で中断したが、クレジットの支払いは最近終了した。1週間前、職場に電話があり、「あなたは途中で勉強を止めたので修了できていない。」と言われた。どうすればいいのかと尋ねると「きちんと修了していただくのが本来の契約ですから、修了するための教材を買って勉強していただくか、補習授業を受けていただく必要がある。」と告げた。仕事が忙しいので勉強する気持ちはないと言うと、業者は「きちんと修了してください。あなたには修了するまで勉強する義務があるんです。どうするんですか。」と威圧的に言った。いくら位必要かと尋ねると、修了するための教材も補習授業もどちらも40万円程度だと言われた。検討すると言って電話を切ったが、いずれにしてもお金がかかる話であり納得できない。どう対処したらいいか。(40歳、男性、会社員)

<資格商法の2次被害とは>

過去に資格取得講座やビジネス関係の教材を契約したことがある人に対して、「以前受講された講座が継続している」や「以前の講座が修了していない」などと、かつての契約と関連しているように思わせて、新たな講座や教材を契約させる悪質商法。1回でも被害にあうと次々と契約を迫られることもある。

<アドバイス>

以前の契約は、教材を受け取り代金の支払いが完了すれば債権債務は一切残っていない。「以前の講座が継続している」や「以前の講座が修了していない」との説明は全く根拠のないウソの説明である。電話などで講座や教材を契約するよう勧誘があっても、長話せず「必要ありません。お断りします。今後、この件で2度と電話しないでください。」とキッパリ断りましょう。もし、契約してしまった場合、契約書を受け取って8日以内であればクーリング・オフができます。また、8日を過ぎた場合は解約交渉する必要があります。ご相談ください。

サイバー犯罪 Vol.3 家族みんなで気をつけよう!



サイバー犯罪とは、コンピュータやインターネットを利用した犯罪のことです。年々増加しておりますので、気をつけましょう。

青少年の皆さん、そして保護者の皆様へ

架空・不当請求メール

架空・不当請求メールには落ちついて対応 利用していない有料サイトの料金を請求する「架空請求」メール、メールの中のURLをクリックしただけで料金を請求される「不当請求(ワンクリック請求)」メールが増加しています。不意の料金請求がきても、身に覚えのないものや、「有料」である明確な表示がないものについては、支払う必要はありません。

- 対策 ・慌てて料金を支払わない。 ・メールを返信したり問い合わせの連絡先に連絡しない。 ・不審なURLをクリックしない。 ・証拠を保存しておく。

相手からのメールを保存しておく、後日関係機関・消費者相談センターなどへ相談する際の資料となります。

ネットショッピングやネットバンキングをご利用の皆さまへ

金融情報を盗み取られないために

スパイウェア

もっとも要注意! 個人情報盗み取る悪質ソフトウェアは、コンピュータウイルスのようにコンピュータに入り込み、打鍵(タイピング)、画面表示、ハードディスク等から個人情報を取得して、悪意のある者に送付します。

こうして盗まれた個人情報が悪用されて、銀行口座からお金を引き出されたり、クレジットカード決済で買い物を買われたりする被害が発生しています。

スパイウェアは不審なソフトウェアのインストール、悪質なサイトやメールの添付ファイルなどから侵入することが多いので注意が必要です。

- 対策 ・不審なCD-ROMやソフトウェアは使わない。 ・使っているOSのアップデートをきちんと行う。 ・ウイルス対策ソフトを適切に使う。

熊本県警察本部の犯罪に関する相談窓口 TEL 096-383-9110 分からないことや被害に遭った方は 阿蘇警察署(TEL 22-5110)までご連絡下さい。